株式会社はぴ・ねす行動計画

　職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　令和5年　4月　1日～　令和6年　3月31日までの　1年間

２．内容

目標１：育児取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

＜対策＞

　●　令和5年　4月～　全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する

●　令和5年　4月～　育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

目標２：　令和6年　3月までに、年次有給休暇の取得日数を１人当たり　　　　　平均年間　6日以上とする。

＜対策＞

　●　令和5年　3月～　年次有給休暇の取得状況について実態を把握

　●　令和5年　3月～　社内検討委員会での検討開始

　●　令和5年　4月～　計画的な取得に向けた管理職研修の実施

●　令和5年　4月～　有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始